

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	千葉市教育委員会
指定したモデル地域名	千葉市

概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 (学校設置者) の内訳	学校数 (学校種別)
千葉市	小学校 113 校
	中学校 56 校
	特別支援学校 3 校
	高等学校 2 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

京葉線検見川浜駅が最寄りの駅であり、検見川海浜ニュータウンの一角となる埋立地である。美浜区役所・美浜区保健福祉センター・美浜文化ホール・美浜郵便局等の公共施設や商業施設が駅を中心に隣接し、その周辺は、道路・歩道・公園等が整備された住宅街が広がる落ち着いた地域である。モデル地域内の対象校 2 校は、いずれも特別支援学級設置校 1 校と未設置校 1 校が統合された学校で、開校から 4 年目となる。統合に関して同様の経過を経ており、児童や教職員は、新たな出会いから相互理解をして新しい学校を作ってきた経験がある。中学校も同時期に統合されており、隣接して平成 25 年度に市立高等特別支援学校が開校している。小・中・特別支援学校間の連携も取れており、地域の特別支援教育への理解や学校への協力もある。

平成 25 年度にインクルーシブ教育システム構築モデル地域内の小・中学校 3 校で実践研究したが、年度後半からの取組であったため、交流及び共同学習の P D C A サイクルとして軌道に乗せる所までには至らなかった。前年度の取組を基盤として年間を通じた交流及び共同学習を実践し、成果と課題を明確にしていくこと、通常の学級で学習面や生活面の配慮を要する児童に対する適切な支援の在り方についても追究すること、通常の学級担任や児童の交流及び共同学習に対する理解の一層の深化を図ることを目指して継続研究を行うことにした。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 学校連絡会の開催と学校訪問

インクルーシブ教育システム構築モデル事業の研究実践を進めていくために、真砂地区対象校2校の管理職・特別支援学級担任・教務主任等を対象とした学校連絡会を2回開催した。また、指導主事が学校訪問し、全教職員への事業説明や特別支援学級の授業参観、担任との検討会を実施した。

(2) 合同研修会の実施

対象校2校の全教員を対象にした合同研修会として、大学教授による講演会を実施した。

(3) 合理的配慮協力員の任用

合理的配慮協力員を非常勤職員として1名任用し、週3日程度対象校を訪問し、以下の役割を果たすようにした。

- ・ 特別支援学級担任及び通常の学級担任に対する支援・助言
- ・ 「交流及び共同学習実施計画」「単元・領域別交流計画」「行事等交流計画」の作成や報告書作成における助言
- ・ 交流及び共同学習における児童生徒の活動の記録・整理
- ・ 校内体制整備に向けた助言
- ・ 関係機関との連絡・調整

(4) リーフレットの作成・配布

インクルーシブ教育システム構築と交流及び共同学習の推進について、全教職員に周知することを目的に、対象校の研究実践を加え、啓発リーフレットを作成した。市内全小・中・特別支援学校の教職員に配布した。

【モデル地域内における取組】

真砂東小学校・真砂西小学校では、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業推進計画」に沿って研究実践した。

(1) 内容及び方法

- ①特別支援学級に在籍する児童が通常の学級と交流し、教科等の学習を一緒に行う。
- ②特別支援学級と通常の学級が合同で教科等の学習を一緒に行う。
- ③通常の学級に在籍する児童が特別支援学級と交流し、教科等の学習を一緒に行う。

(2) 計画及び実施

①対象児・交流教科等の決定

多様な事例を収集するために、教科・行事・縦割り活動・給食等の交流について、実践を通して記録を蓄積しまとめた。また、2校の特別支援学級間交流も実施した。

②交流及び共同学習実施計画書等の作成・検討・評価

交流及び共同学習を計画的・効果的に行うために、「交流及び共同学習実施計画」「単元・領域別交流計画」「行事等交流計画」を特別支援学級担任と交流先の担任

と協力して作成した。必要に応じて合理的配慮協力員も計画の作成に参加し、指導・助言を行った。また、合理的配慮協力員は、可能な限り交流学級での取組を補助するとともに、実践記録票に記録した。この記録を基に今後の方向性について協議し、協議内容については、職員会議で共通理解した。

③報告書・実践事例の作成・配布

特別支援学級担任及び交流学級担任は、各活動の記録を基に、実践事例をまとめ、千葉市教育委員会に提出した。

3. 成果及び課題

(1) 成果

- ①「交流及び共同学習実施計画」「単元・領域別実施計画」「行事等実施計画」「給食交流計画」「縦割り活動実施計画」の様式を作成し、それらを活用して交流先担当との連携を図り、記録を残し、年度末の評価をすることができた。
- ②教科等の交流及び共同学習を実施することで、児童生徒の実態に応じた手立てや配慮を講じることができ、合理的配慮として意識することができた。また、特別支援学級に在籍する児童生徒への手立てが通常の学級に在籍する児童生徒にも有効であることが明らかになった。
- ③合理的配慮協力員が、児童生徒の実態を把握した上で、交流及び共同学習の実際の授業に参加するようにしたため、直接的に児童生徒や担当教員に随時助言をすることができた。障害のある児童生徒に対する障害のない児童生徒の理解が深まり、障害のない児童生徒から障害のある児童生徒への支援を提案するようになった。また、合理的配慮協力員を活用したことで、特別支援学級内で個々への指導が行き届くようになった。
- ④インクルーシブ教育システムや交流及び共同学習の推進に関する教職員向けリーフレットを作成し、市内全教職員に配布した。

(2) 課題

- ①各校とも自校の研究を設定しているため、本事業は特別支援学級担任が中心となって進めることになった。特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童の交流及び共同学習は、双方の教員が関わり共通理解の下に協力して進め、双方の児童にとって有意義なものとするべきである。また、通常の学級によっては、特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習が実施されていないこともあり、特別支援学級に在籍する児童への理解が図られない面がある。数年を見通した計画を立案していくとよい。
- ②教育委員会は、特別支援学級担任だけでなく、通常の学級担任を交えた話し合いに参加できると良い。教科等の交流及び共同学習を研究授業として扱い、全教職員で参観して協議会を持つなどの取組も必要であったと考える。
- ③インクルーシブ教育システムを構築していくためには、交流及び共同学習の実践のみならず、学校全体の特別支援教育の充実や保護者・地域の方への障害者理解の啓発につなげていく必要がある。次年度の取組で発展させたい。